

# 南丹市の給与・定員管理等について（令和元年度）

## 【1 総括】

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

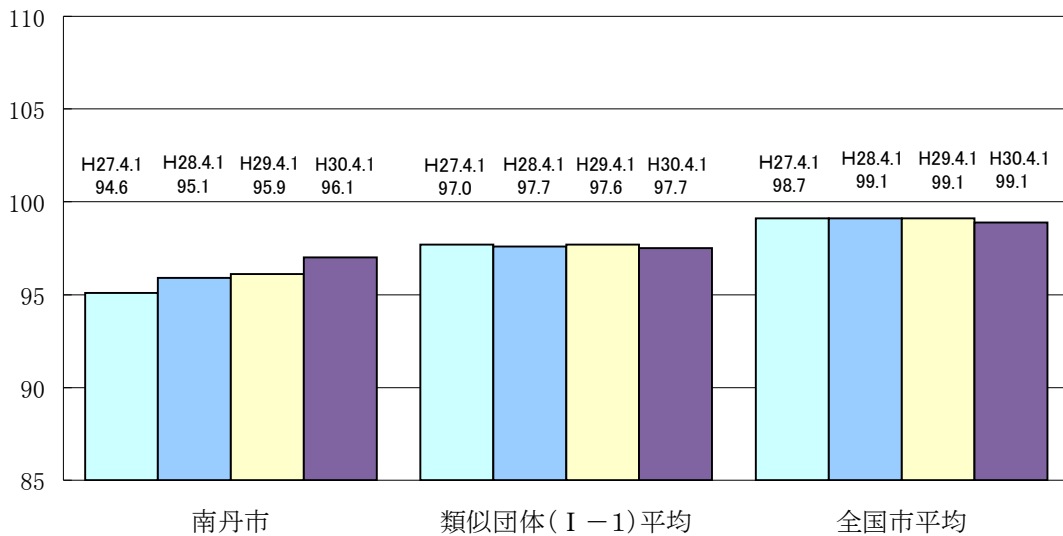
区分	住民基本台帳人口 (31年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成29年度の人件費率
30年度	人 31,981	千円 22,196,172	千円 587,509	千円 3,602,107	% 16.2	% 16.2

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体(I-1) 平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 348	千円 1,294,864	千円 266,726	千円 505,572	千円 2,067,162	千円 5,940	千円 5,863

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の合計人数です。  
 3 給与費は、平成30年度普通会計決算の合計額です。(事業費支弁人件費を含む。)

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。  
 ※平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

ラスパイレス指数の変動は、職員の年齢構成の変動等によるものである。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し  
実施 未実施

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容)

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
 (内容) 行政職給料表について、国の見直し内容をふまえ、平均1.8%引き下げ。  
 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

見直しなし。(国基準0%に対し、南丹市においても0%)

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様の制度を制定(平成27年4月1日実施)

## 【2 職員の平均給与月額、初任給等の状況】

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(31年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
南 丹 市	43.1 歳	321,512 円	425,376 円	336,150 円
京 都 府	42.8 歳	319,960 円	413,884 円	371,435 円
国	43.4 歳	329,433 円	— 円	411,123 円
類似団体(I-1)	42.3 歳	316,015 円	376,662 円	342,586 円

#### ②技能労務職

区 分	公 務 員					
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	年収ベース (C)
南 丹 市	55.9 歳	6 人	303,850 円	316,713 円	304,933 円	— 円
うち用務員	54.9 歳	3 人	296,367 円	302,651 円	296,367 円	4,497,924 円
うち学校給食調理員	56.8 歳	3 人	311,333 円	331,443 円	313,500 円	5,391,288 円
京 都 府	55.9 歳	168 人	362,619 円	413,137 円	395,411 円	— 円
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	— 円	329,380 円	— 円
類似団体(I-1)	51.3 歳	15 人	316,215 円	345,372 円	329,038 円	— 円

区 分	民 間				(参考)	
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	年収ベース (D)	(A) / (B)	(C) / (D)
南 丹 市	—	— 歳	— 円	— 円	—	—
用務員(全国)	用務員	55.6 歳	211,600 円	2,883,400 円	1.43	1.56
給食調理員(京都府)	調理師	43.4 歳	253,000 円	3,392,000 円	1.23	1.59

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(平成27～29年の3ヶ年平均)。  
2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。  
3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職(幼稚園教育職) ※京都府、類似団体は小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
南 丹 市	38.2 歳	287,115 円	336,880 円	296,654 円
京 都 府	40.7 歳	350,021 円	399,520 円	— 円
類似団体 ( I - 1 )	40.3 歳	296,739 円	328,216 円	— 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区 分		南 丹 市	京 都 府	国
一般行政職	大 学 卒	180,700 円	189,600 円	180,700 円
	高 校 卒	148,600 円	154,900 円	148,600 円
技能労務職	高 校 卒	148,600 円	— 円	— 円
幼稚園教育職	大 学 卒	180,700 円	211,700 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成31年4月1日現在)

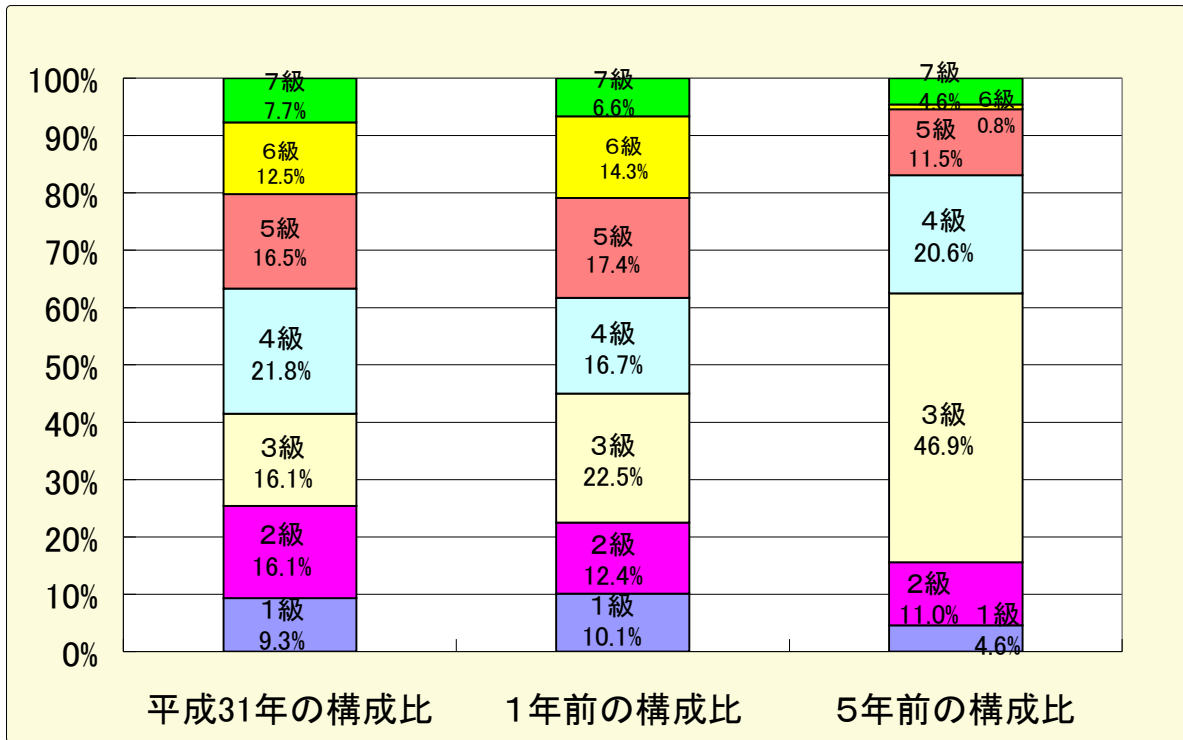
区 分		経験年数10年以上 ～15年未満	経験年数15年以上 ～20年未満	経験年数20年以上 ～25年未満
一般行政職	大学卒	264,862 円	308,912 円	355,023 円
	短大卒	232,600 円	— 円	345,818 円
	高校卒	— 円	— 円	321,466 円
税務職	大学卒	— 円	304,975 円	— 円
	短大卒	— 円	— 円	— 円
保健職	大学卒	— 円	314,300 円	339,957 円
福祉職	短大卒	232,800 円	— 円	337,100 円
企業職	高校卒	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
幼稚園教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	短大卒	— 円	— 円	326,950 円

【3 一般行政職の級別職員数等の状況】

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(31年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
7 級	部長、支所長、会計管理者、議会事務局長、教育次長、次長、福祉事務所長	19人	7.7%	362,900 円	444,900 円
6 級	課長、局長、事務局次長、参事	31人	12.5%	319,200 円	410,200 円
5 級	課長補佐	41人	16.5%	288,900 円	393,000 円
4 級	係長	54人	21.8%	263,000 円	381,000 円
3 級	主査、主任	40人	16.1%	230,000 円	350,000 円
2 級	主事、技師	40人	16.1%	194,000 円	304,200 円
1 級	主事補、主事、技師	23人	9.3%	144,100 円	247,600 円
計		248人			

- (注) 1 南丹市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。  
 3 一般行政職には、税務、保育所、幼稚園、技能労務職等を含みません。



(2) 昇給への人事評価の活用状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日までの運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

#### 【4 職員の手当の状況】

##### (1) 期末手当・勤勉手当

南 丹 市	京 都 府	国
1人当たり平均支給額(30年度決算) 1,482 千円	1人当たり平均支給額(30年度決算) 1,732 千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.9 )月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.9 )月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.9 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 管理職加算10%、20% 役職加算 5%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 管理職加算10%~25% 役職加算 5%~20%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

##### 【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成31年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和2年度中		未定	

##### (2) 退職手当(31年4月1日現在)

南 丹 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.70900 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.70900 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職加算2~30%		その他の加算措置	定年前早期退職加算2~45%	
(退職時特別昇給)	なし				
1人当たり平均支給額	17,879 千円				

(注) 1 退職手当は、加入しています京都市町村退職手当組合の規定に基づきます。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(31年4月1日現在)

支給実績(25年度)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

南丹市は、地域手当支給対象地域に該当しません。

(4) 特殊勤務手当(31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)		96	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		5,052	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)		5.02	%
手当の種類(手当数)		2種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫等作業手当	保健衛生業務に従事する職員	感染症の発生予防又はまん延防止のため消毒等の作業	1件当たり1,000円
汚物処理作業手当	保健衛生及び農林水産業関係業務に従事する職員	犬、ねこ、野生動物等の死体収集作業及び汚物等の処理作業	1件当たり 500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	136,746	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	431	千円
支給実績(30年度決算)	150,687	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	474	千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員を除く。)である。

(6) その他の手当(31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	1 配偶者 6,500円 2 子 10,000円 3 父母等 6,500円 ※満16歳から満22歳までの子の加算 1人5,000円 (すべて月額)	同	—	43,542 千円	273,851 円
住居手当	月額12,000円を超える家賃支払い者に対し家賃月額に応じて最高27,000円	同	—	12,900 千円	268,770 円
通勤手当	片道2km以上の通勤者に対し通勤距離に応じ月額2,000円から31,600円	同	—	31,694 千円	105,295 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し職務の特殊性に基づき支給する。給料月額 の18/100以内。 部長級13% 次長級11% 課長級 9%	異	国は 定額制	30,597 千円	478,083 円

【5 特別職の報酬等の状況(31年4月1日現在)】

区分		給料月額等		
給料	市 長	条例上の額	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副市 長	736,000 円	950,000 円/	259,000 円
	教育 長	647,800 円	772,000 円/	483,000 円
報酬	議 長	579,200 円	— 円/	— 円
	副 議 長		(参考)類似団体における最高/最低額	
	議 員	470,000 円	545,000 円/	230,000 円
期末手当	市 長	415,000 円	474,000 円/	200,000 円
	副 議 長	380,000 円	442,000 円/	180,000 円
	議 員			
退職手当	市 長	(30年度支給割合)		
	副市 長	3.35 月分 役職加算額	給料月額×15%	
	議 長	(30年度支給割合)		
退職手当	副 議 長	3.35 月分 役職加算額	報酬月額×15%	
	議 員			
	教育 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
市 長	736,000円×任期1年につき530/100	15,603,200円	任期毎に支給	
副市 長	647,800円×任期1年につき315/100	8,162,280円	任期毎に支給	
教育 長	579,200円×任期1年につき270/100	6,255,360円	任期毎に支給	

(注)1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。



## 【6 職員数の状況】

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

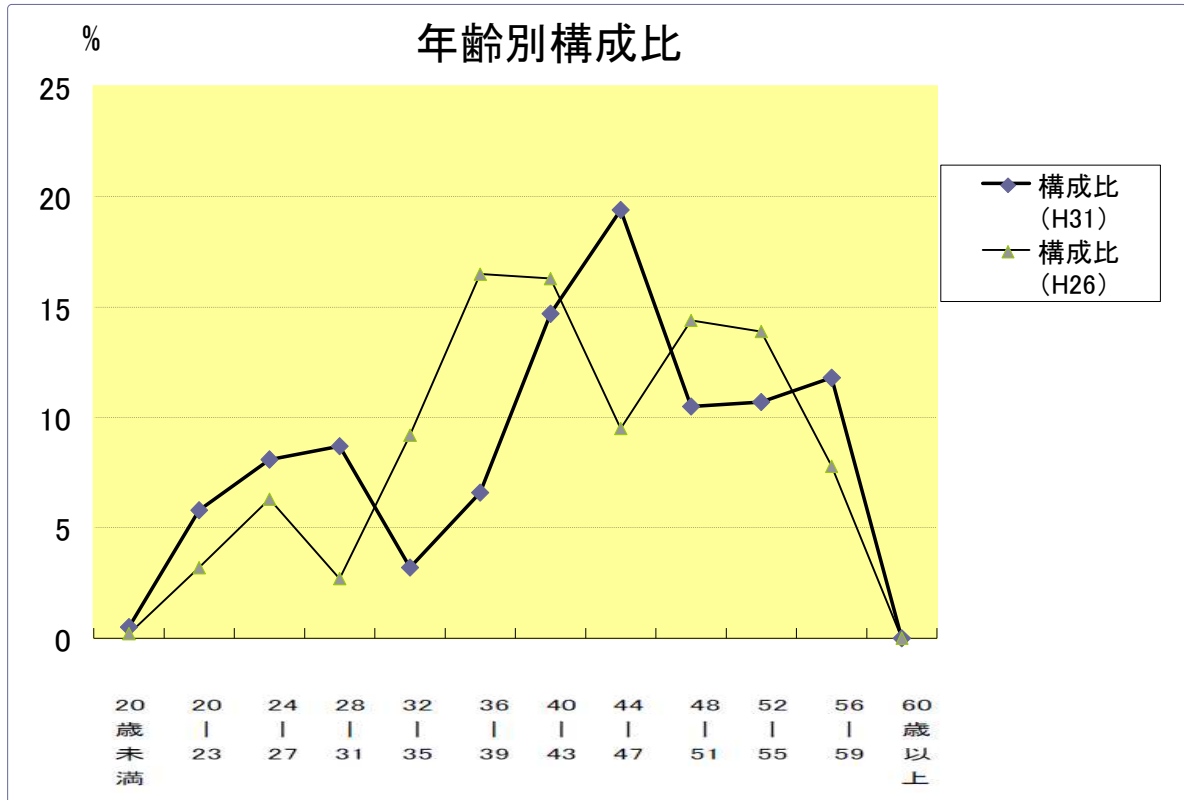
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成30年	平成31年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	4	4	0	
		総 務	93	97	4	防災部門拡張に伴う増
		税 務	20	16	△ 4	臨時・嘱託職員への代替に伴う減
		民 生	102	98	△ 4	臨時・嘱託職員への代替に伴う減
		衛 生	23	22	△ 1	衛生部門の保健師の減
		農林水産	21	20	△ 1	本庁業務集約に伴う減
		商 工	7	9	2	商工・観光業務内容充実に伴う増
		土 木	33	33	0	
	計	303	299	△ 4	<参考> 人口10,000人当たりの職員数 94.20 人 (類似団体の人口10,000人当たりの職員数 78.55人)	
	特別行政部門	教 育	45	44	△ 1	退職に伴う不補充
消 防		0	0	0		
計		45	44	△ 1		
	小 計	348	343	△ 5	<参考> 人口10,000人当たりの職員数 108.06 人 (類似団体の人口10,000人当たりの職員数 101.49人)	
会計等部門 公営企業	水道・簡水	11	11	0		
	下水道	7	9	2	企業会計適用化業務に伴う増	
	その他	15	13	△ 2	臨時・嘱託職員への代替に伴う減	
	小 計	33	33	0		
合 計		381 [ 397 ]	376 [ 397 ]	△ 5	<参考> 人口10,000人当たりの職員数 118.46 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。(教育長は含みません。)

2 [ ] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(31年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	21人	34人	36人	16人	18人	50人	72人	45人	37人	45人	0人	376人
男	0	5	14	19	7	11	29	43	23	21	30	0	202
女	2	16	20	17	9	7	21	29	22	16	15	0	174

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

区分 \ 年度	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	302	297	304	303	303	299	△ 3 (△1.0%)
教育	56	52	50	45	45	44	△ 12 (△21.4%)
普通会計	358	349	354	348	348	343	△ 15 (△4.2%)
公営企業会計	36	37	37	37	33	33	△ 3 (△8.3%)
総合計	394	386	391	385	381	376	△ 18 (△4.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 【7 公営企業職員の状況】

### (1) 上水道事業

#### ① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占める 職員給与費比率
30年度	千円 891,442	千円 98,148	千円 63,537	% 7.1	% 7.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 全国市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 5	千円 40,540	千円 8,941	千円 14,056	千円 63,537	千円 12,707	千円 6,181

(注)1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数です。(※平成30年4月1日の人数は10人です。)

3 平成30年4月1日から簡易水道事業と統合しています。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(30年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均基本給 (給料+扶養+地域手当)	平均月収額
南丹市水道事業	45.1 歳	350,873 円	569,023 円
団 体 平 均	44.3 歳	340,929 円	514,169 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

#### ③ 職員の手当の状況

→4(1)～(6)を参照

(注)1 企業職員の給与の基準は、南丹市職員の給与に関する条例の適用を受ける職員と同じです。